

建築物省エネ法に係る新規事業開始について

- ① 平成29年4月1日より登録建築物エネルギー消費性能判定機関として建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を開始しました。

…詳しくは[こちら](#)

- ② 平成29年4月1日より性能向上計画認定（建築物省エネ法第30条に基づく認定）の技術的審査を開始しました。

…詳しくは[こちら](#)

- ③ 平成29年4月1日より基準適合認定・表示制度（建築物省エネ法第36条に基づく認定）の技術的審査を開始しました。

…詳しくは[こちら](#)

（お問い合わせ先）

一般財団法人愛知県建築住宅センター事業本部

①、②については確認審査課へTEL：052-264-4055 FAX:052-264-4044

③については評価審査課へ TEL：052-264-4052 FAX:052-264-4088